

○農林水産省告示第六百七十二号  
植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)  
第十一条第一項の規定に基づき、輸入植物検疫規  
程(昭和二十五年七月八日農林省告示第二六六号)  
の一部を次のように改正し、平成十七年四月十四  
日から施行する。

平成十七年四月一日

農林水産大臣 島村 宜伸

別表第二の三の項及び五の項検疫有害動植物の  
欄中「キンケクチフトゾウムシ」を「シロヘリク  
チフトゾウムシ」に改め、同表六の項検疫有害動  
植物の欄中「サビイロメクラガメ」を「サビイロ  
カスミカメ」に改め、「ナミハダニ」及び「ネギ  
アザミウマ」を削り、同表九の項検疫有害動植物  
の欄中「キンケクチフトゾウムシ、サビイロメク  
ラガメ」を「シロヘリクチフトゾウムシ、サビイ  
ロカスミカメ」に改め、「ナミハダニ」及び  
「ヤシシロマルカイガラムシ」を削り、同表十  
の項検疫有害動植物の欄中「タスハモグリハエ」  
を「アシグロハモグリハエ」に改め、同表十三の  
項検疫有害動植物の欄中「サビイロメクラガメ」  
を「サビイロカスミカメ」に改め、同表十七の項  
検疫有害動植物の欄中「フタスジメクラガメ」を  
「フタスジカスミカメ」に改める。